

平成 3 0 年 松 本 市 議 会 2 月 定 例 会  
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要
第 1 号	松本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	<p>1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業所に置かなければならない管理者に関する規定</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者が定めておかなければならない重要事項に関する規定</p> <p>3 施 行 3 0 . 4 . 1 等</p>
第 2 号	松本市個人情報保護条例	<p>1 国の個人情報の保護に関する基本方針に基づき、松本市個人情報保護条例の全部を改正するもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 個人情報の定義の明確化</p> <p>(2) 要配慮個人情報に係る規定の整備</p> <p>(3) 個人情報の保護に係る罰則規定の整備</p> <p>3 施 行 3 0 . 4 . 1</p>
第 3 号	松本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 個人番号カードを印鑑登録証とするための登録処理方法の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>個人番号カードによる印鑑登録証への印鑑登録者を識別するための登録番号等の記載の見直し</p> <p>3 施 行 公布の日</p>

第 4 号	松本市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 公職選挙法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 題名 松本市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例 → 松本市議会議員及び松本市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</p> <p>(2) 選挙運動用ビラの作成の公営の対象に市議会議員の選挙を追加</p> <p>3 施行 31.3.1</p>																																																				
第 5 号	松本市体育施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 沢村軟式庭球場の改修に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 体育施設の名称 松本市沢村軟式庭球場 → 松本市沢村庭球場</p> <p>(2) 開場期間 4月1日から11月30日まで → 通年</p> <p>(3) 専用（1面・大人）の使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="762 1043 1469 1133"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8：30～17：00の2時間ごと</td> <td>1,020</td> <td>1,230</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 30.4.1</p>	区 分	改正前	改正後	8：30～17：00の2時間ごと	1,020	1,230																																														
区 分	改正前	改正後																																																				
8：30～17：00の2時間ごと	1,020	1,230																																																				
第 6 号	松本市介護保険条例の一部を改正する条例	<p>1 介護保険法等の改正及び介護保険事業計画の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 保険料率の区分判定に用いる合計所得金額に係る規定の見直し</p> <p>(2) 第1号被保険者の保険料率</p> <table border="1" data-bbox="762 1485 1445 2069"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>率</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>34,160円</td> <td>第1段階</td> <td>35,340円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>47,830円</td> <td>第2段階</td> <td>49,470円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>51,240円</td> <td>第3段階</td> <td>53,010円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>61,490円</td> <td>第4段階</td> <td>63,610円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>68,330円</td> <td>第5段階</td> <td>70,680円</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>78,570円</td> <td>第6段階</td> <td>81,280円</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>85,410円</td> <td>第7段階</td> <td>88,350円</td> </tr> <tr> <td>第8段階</td> <td>99,070円</td> <td>第8段階</td> <td>102,480円</td> </tr> <tr> <td>第9段階</td> <td>109,320円</td> <td>第9段階</td> <td>113,080円</td> </tr> <tr> <td>第10段階</td> <td>122,990円</td> <td>第10段階</td> <td>127,220円</td> </tr> <tr> <td>第11段階</td> <td>129,820円</td> <td>第11段階</td> <td>134,290円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 30.4.1等</p>	改正前		改正後		区 分	率	区 分	率	第1段階	34,160円	第1段階	35,340円	第2段階	47,830円	第2段階	49,470円	第3段階	51,240円	第3段階	53,010円	第4段階	61,490円	第4段階	63,610円	第5段階	68,330円	第5段階	70,680円	第6段階	78,570円	第6段階	81,280円	第7段階	85,410円	第7段階	88,350円	第8段階	99,070円	第8段階	102,480円	第9段階	109,320円	第9段階	113,080円	第10段階	122,990円	第10段階	127,220円	第11段階	129,820円	第11段階	134,290円
改正前		改正後																																																				
区 分	率	区 分	率																																																			
第1段階	34,160円	第1段階	35,340円																																																			
第2段階	47,830円	第2段階	49,470円																																																			
第3段階	51,240円	第3段階	53,010円																																																			
第4段階	61,490円	第4段階	63,610円																																																			
第5段階	68,330円	第5段階	70,680円																																																			
第6段階	78,570円	第6段階	81,280円																																																			
第7段階	85,410円	第7段階	88,350円																																																			
第8段階	99,070円	第8段階	102,480円																																																			
第9段階	109,320円	第9段階	113,080円																																																			
第10段階	122,990円	第10段階	127,220円																																																			
第11段階	129,820円	第11段階	134,290円																																																			

第 7 号	松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 共生型地域密着型通所介護の基準に係る規定の追加 (2) 身体的拘束等の適正化に係る規定の追加 (3) 介護医療院の創設に伴う規定の整備 3 施 行 30.4.1
第 8 号	松本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 身体的拘束等の適正化に係る規定の追加 (2) 介護医療院の創設に伴う規定の整備 3 施 行 30.4.1
第 9 号	松本市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準に係る規定の整備 3 施 行 別に規則で定める日
第 10 号	松本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	1 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 障害福祉制度における指定特定相談支援事業者との連携に係る規定の整備 (2) 主治の医師等への情報提供に係る規定の整備 3 施 行 30.4.1

第 1 1 号	松本市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例	1 介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 主任介護支援専門員の定義に係る規定の見直し 3 施 行 公布の日
第 1 2 号	松本市高齢者介護手当条例の一部を改正する条例	1 手当の受給資格に係る基準日の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 基準日 11月1日 → 5月1日又は11月1日 (2) 支給時期 12月 → 6月又は12月 3 施 行 30.4.1
第 1 3 号	松本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	1 県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 国民健康保険事業費納付金の納付に伴う基礎課税額の定義に係る規定の見直し 3 施 行 30.4.1
第 1 4 号	松本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	1 高齢者の医療の確保に関する法律の改正等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 病院等に入院等している者に関する被保険者資格の特例に係る規定の整備 3 施 行 30.4.1等

第 1 5 号	松本市交通及び災害遺児等福祉金条例の一部を改正する条例	<p>1 小中学校入学等一時金の新設等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 追加する福祉金 小中学校入学等一時金 遺児等1人につき 100,000円</p> <p>(2) 受給資格の認定をしたときに支給する福祉金の支給区分 遺児等1世帯につき → 遺児等1人につき</p> <p>3 施 行 30.4.1</p>												
第 1 6 号	松本市四賀農業交流施設条例の一部を改正する条例	<p>1 農業交流施設の廃止に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 四賀農業体験施設の廃止</p> <p>3 施 行 30.4.1</p>												
第 1 7 号	松本市梓川農産物加工施設条例の一部を改正する条例	<p>1 加工施設の廃止に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 梓川農産物処理加工施設及び梓川麦・大豆等加工施設の廃止</p> <p>3 施 行 30.4.1</p>												
第 1 8 号	松本市上高地観光施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 上高地アルペンホテルの大規模改修に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 料金（大人・1人・1泊2食）</p> <p style="text-align: right;">（単位 円）</p> <table border="1" data-bbox="742 1765 1460 1910"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td>24,840</td> <td>和室・洋室・和洋室</td> <td>39,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 30.4.1</p>	改正前		改正後		区分	金額	区分	金額	和室	24,840	和室・洋室・和洋室	39,000
改正前		改正後												
区分	金額	区分	金額											
和室	24,840	和室・洋室・和洋室	39,000											

第 1 9 号	松本都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例及び松本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法の改正に伴い、所要の改正をするもの</li> <li>2 改正内容 引用条項等の整理</li> <li>3 施 行        3 0 . 4 . 1</li> </ul>
第 2 0 号	松本市市道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の改正に伴い、所要の改正をするもの</li> <li>2 改正内容 引用する道路標識の番号の整理</li> <li>3 施 行        公布の日</li> </ul>
第 2 1 号	松本市都市公園条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 都市公園法施行令の改正に伴い、所要の改正をするもの</li> <li>2 改正内容 都市公園に設ける運動施設の敷地面積に係る規定の追加</li> <li>3 施 行        公布の日</li> </ul>
第 2 2 号	松本市病院事業の設置等に関する条例及び松本市病院使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険会田病院の診療所化に伴い、所要の改正をするもの</li> <li>2 改正の主な内容 名称 松本市国民健康保険会田病院 → 松本市四賀の里クリニック</li> <li>3 施 行        3 0 . 4 . 1</li> </ul>

第 2 3 号	松本市図書館条例の一部を改正する条例	<p>1 中央図書館の休館日の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 休日の翌日を休館日とする規定の削除</p> <p>3 施 行 30. 4. 1</p>												
第 2 4 号	松本市立博物館条例の一部を改正する条例	<p>1 旧長野地方裁判所松本支部庁舎の国の重要文化財指定に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 松本市歴史の里附属施設の名称 旧長野地方裁判所松本支部庁舎 → 重要文化財旧松本区裁判所庁舎</p> <p>3 施 行 公布の日</p>												
第 2 5 号	松本市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 市長等の退職手当の額の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 給料月額に勤続月数を乗じて得た額に乗ずる割合</p> <table border="1" data-bbox="735 1256 1433 1451"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 長</td> <td>100分の42</td> <td>100分の40</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>100分の29.4</td> <td>100分の28</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>100分の23.5</td> <td>100分の22.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 30. 4. 1</p>	区分	改正前	改正後	市 長	100分の42	100分の40	副市長	100分の29.4	100分の28	教育長	100分の23.5	100分の22.4
区分	改正前	改正後												
市 長	100分の42	100分の40												
副市長	100分の29.4	100分の28												
教育長	100分の23.5	100分の22.4												
第 2 6 号	松本市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 国家公務員の退職手当に係る支給水準の見直しに準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 退職手当の基本額に係る調整率 100分の87 → 100分の83.7</p> <p>3 施 行 30. 4. 1</p>												

第 27号	松本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 補償基礎額の加算額に係る規定の見直し 3 施 行 30.4.1
第 28号 }	平成29年度補正予算	平成29年度一般会計補正予算 平成29年度特別会計補正予算（9会計） 平成29年度企業会計補正予算（3会計）
第 40号 }	平成30年度予算	平成30年度一般会計予算 平成30年度特別会計予算（11会計） 平成30年度企業会計予算（4会計）
第 56号	市道の認定について	1 公共性及び利用度の高い生活道路等で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 11路線 3 認定延長 4,552.32m

## 2 報告

(1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 11件

ア 自動車事故にかかわるもの 3件

イ 道路事故にかかわるもの 2件

ウ その他事故にかかわるもの 6件